

建物関係者・消防設備事業者の皆さまへ

# 二酸化炭素消火設備の放出事故が発生

二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備(以下「二酸化炭素消火設備」という。)の放出事故により死傷者を出す事故が繰り返し発生しています。

- ・令和2年12月 愛知県名古屋市
- ・令和3年 1月 東京都港区
- ・令和3年 4月 東京都新宿区

皆さまが携わる建物において、同様の事故を起こさぬよう、次の点に注意していただくようお願いします。

## 工事・点検時の注意事項

- ① 消防設備士や消防設備点検資格者が立ち合い、必要な安全対策を行う。
- ② 作業前に二酸化炭素消火設備の取扱い方法や事故発生時の対応を確認する。
- ③ 関係者以外の人が入らないよう、管理を徹底する。



## 建物利用者への周知

- ① 防火管理者や利用者等に対して、適正な取扱い方法、作動時の対応・避難方法等について周知する。

## 誤作動時の対応

- ① 火災でないのに誤って二酸化炭素消火設備を作動させた場合、手動起動装置内にある「**非常停止ボタン**」を押し、消火剤の放出を止める。
- ② 消火剤が放出されたときには、消火剤を吸い込まないように速やかに退避し、放出場所に人を立ち入らせない。



日々の積み重ねで、  
事故の無い職場を目指しましょう。

問い合わせ先：消防本部予防課予防係 (024-923-8172)

郡山地方広域消防組合